

【51 釈 文】群馬県成立の覚（明治十六年：一八八三）

群馬県之成立

明治四年十月廿八日、旧岩鼻・前橋・高崎・

沼田・安中・伊勢崎・小幡・七日市ノ八県ヲ廃シ、

群馬県ヲ置シ、位置ヲ上野国群馬郡高

崎駅ニ定メラル、管轄ハ群馬・緑埜・多胡・甘

楽・勢多・碓氷・吾妻・利根・佐位・那波ノ十一郡

ヲ管ス、石高四拾五万石余

同六年六月十五日、群馬・入間両県ヲ廃シ、熊谷県ヲ

置シ、位置ヲ武蔵国大里郡熊谷駅ニ定メ

ラシ、同国横見・入間・秩父・男衾・大里・榛沢・加美・

幡羅・比企・新座・那賀・児玉・高麗ノ十三郡及多

摩郡中

以上、旧入間
県 管 轄

并前条旧群馬県所管ノ十一郡

ヲ併セ管轄ス、石高八拾五万石余

同九年八月廿一日、熊谷県ヲ群馬県ト改称、

位置ヲ上野国群馬郡高崎駅ニ移サレ

〔当時同
駅中県〕

庁位置ヲ占ムルニ、適応ノ場所無之ヨリ、
同郡前橋町旧城ニ移シ仮庁トス

武蔵國中

十三郡及
多摩郡中

ヲ埼玉県ニ属シ、而シテ栃木県所轄上野国山田・

新田・邑楽三郡及前条同国十一郡ヲ併セ上野

全国ヲ管轄ス、石高六拾三万石余、「同十一年十二

月、郡役所ヲ役（設力）置スルニ当リ、右十四郡ヲ分割、東

群馬・南勢多・西群馬・片岡・緑埜・多胡・南甘楽・

北甘楽・碓氷・吾妻・利根・北勢多・山田・新田・邑

楽・佐位・那波之十七郡トス」、十四年二月廿六日、

県庁位置ヲ同国東群馬郡前橋町ニ改定

セラル

【51読み下し文】

群馬県の成立

明治四年十月廿八日、旧岩鼻・前橋・高崎・沼田・安中・伊勢崎・小幡・七日市の八県を廃し、群馬県を置かれ、位置を上野国群馬郡高崎駅に定めらる、管轄は群馬・緑埜・多胡・甘楽・勢多・碓氷・吾妻・利根・佐位・那波の十一郡を管す、石高四拾五万石余

同六年六月十五日、群馬・入間両県を廃し、熊谷県を置かれ、位置を武蔵国大里郡熊谷駅に定められ、同国横見・入間・秩父・男衾・大里・榛沢・加美・幡羅・比企・新座・那賀・児玉・高麗の十三郡及び多

摩郡中以上、旧入間並び前条旧群馬県所管の十一郡

を併せ管轄す、石高八拾五万石余

同九年八月廿一日、熊谷県を群馬県と改称、

位置を上野国群馬郡高崎駅に移され

〔当時同
駅中県〕

〔庁位置を占むるに、適応の場所これ無きより、武蔵國中十三郡及び
同郡前橋町旧城に移し仮庁とす多摩郡中

を埼玉県に属し、而（しこう）して栃木県所轄上野国山田・

新田・邑楽三郡及び前条同国十一郡を併せ上野

全国を管轄す、石高六拾三万石余、「同十一年十二

月、郡役所を役（設力）置するに当たり、右十四郡を分割、東

群馬・南勢多・西群馬・片岡・緑埜・多胡・南甘楽・

北甘楽・碓氷・吾妻・利根・北勢多・山田・新田・邑

楽・佐位・那波の十七郡とす」、十四年二月廿六日、

県庁位置を同国東群馬郡前橋町に改定

せらる